明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業二）　一
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令（経済産業五二）　二
○ガス事業会計規則等の一部を改正する省令（同五三）
〔告　示〕
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令の規定に基づく経済産業大臣が定める期間を定める件（経済産業一二一）　三
○ガス事業会計規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣又は経済産業局長が定める期間を定める件（同一二二）

省　令

○財務省・経済産業省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第四項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表） **第九条**　産業基盤整備業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（財務諸表） **第九条**　産業基盤整備業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。
第十条・第十一条　［略］	**第十条・第十一条**　［略］
［削る］	（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類） **第十一条の二**　産業基盤整備業務に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。